

大森第六中学校 保護者と教職員の会規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会は、大田区立大森第六中学校 保護者と教職員の会(略称大森六中 PTA)と称し、事務所を大田区南千束1丁目33番1号 大森第六中学校内に置く。

第2条(目的)

この会は、会員である保護者と教職員が成人教育活動を通して、更によりよい保護者、教職員となることに努めるとともに、協力して学校社会の教育的環境を高め、生徒の幸福と人格の完成を期することを目的とする。

第3条(方針)

この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針により活動する。

- 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、特定の個人・団体の営利を目的とする行為は行わない。
- この会またはこの会の役員の役職名で政治活動を行わない。
- 学校の運営と人事には干渉しない。

第4条(事業)

この会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 会員の教養を高め親睦をはかること。
- 家庭と学校の緊密な連絡により、生徒の生活を指導すること。
- 地域社会の教育環境を改善すること。
- 学校教育に対する理解と協力に関すること。
- その他、必要と認めること。

第5条(設立)

昭和49年4月1日

第2章 会員

第6条(会員)

この会の会員は、大森第六中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わるもの(本規約内において保護者と略称)、ならびに大森第六中学校の教職員とする。

第7条(入会退会)

この会への入会退会は、個人の希望によるものとする。

第8条(会費の納入)

会員は、原則として会費を納めるものとする。

第3章 役員

第9条(役員)

この会に次の役員を置く。

- 会長 1名(保護者1名)
- 副会長 3~5名(保護者2~4名、教職員1名)
- 書記 3名(保護者2名、教職員1名)
- 会計 3名(保護者2名、教職員1名)

当該年度の役員名簿は別紙1のとおり。

但し、会長に特別な職務がある場合には、役員を増員することができる。

推薦係で候補者を推薦する。

第10条(役員の選出)

役員は年度末の臨時総会で選出される。

ただし、学校側の役員は、校長の推薦による。

第11条(任期)

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条(会長)

会長は、この会を代表し会務を総括する。

第13条(副会長)

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第14条(書記)

書記は、総会、役員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、また、その他の庶務にあたる。

第15条(会計)

会計は、この会の経理にあたる。

第4章 会計監査

第16条(定員)

この会に会計監査2名をおく。

第17条(任務)

会計監査は、この会の経理を監査する。

第18条(選出)

会計監査は、総会で選出される。

第19条(任期)

会計監査の任期は、1年とする。

第5章 サポーター

第20条(サポーター)

役員はPTA活動において、サポーター登録をした会員の中から、都度サポーターを募集することができる。

第6章 会議

第21条(会議の種類)

この会には次の会議を置く。ただし、必要に応じて臨時の会議を置くことができる。

1. 総会
2. 役員会

第22条(総会)

総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年度始めに開き、規約の改正、予算審議、決算の承認、その他重要事項を議決する。
2. 臨時総会はその必要を認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求(委任状を含む)があった場合に開催する。
3. 総会は全会員数のうち5分の1の参加(出席、web承認、委任状)をもって成立する。議決には参加会員の過半数を必要とする。

第23条(役員会)

1. 役員会は、役員をもって構成し、会務の執行と総会から委任された事項を協議執行する。
2. 役員会は必要に応じて開催する。

第24条(校長)

校長は、すべての会に出席して意見を述べることができる。

第7章 会計

第25条(収入)

この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第26条(会費)

この会の会費は、会員の子ども一人につき、月額250円とする。

第27条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 推薦係

第28条(推薦係の設置)

役員及び会計監査候補者推薦のため、推薦係を設ける。

第29条(構成)

前条の係は原則役員とサポーターで構成する。

第30条(任期)

前条の係は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 顧問

第31条(顧問)

この会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、会長が役員会の承認を経て、委嘱する。
2. 顧問は、会長の諮問に応じる。

第10章 個人情報

第32条(個人情報)

この会の活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に運用するものとする。

第11章 付則

第33条(規約の細則)

この規約の細則は、役員会の議決を経て定める。

第34条(施行日)

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

平成13年3月3日一部改正
令和3年5月6日一部改正
令和4年2月14日一部改正
令和4年5月9日一部改正
令和5年2月22日一部改正
令和6年2月20日一部改正
令和7年2月17日一部改正、同年4月1日実施